

日行連発第 531 号
平成27年9月14日

各 単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 遠田 和夫
第二業務部
部長 高尾 明仁

成年被後見人のマイナンバー通知カード受領に関する注意事項について（周知依頼）

日頃より当会の運営にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、10月からマイナンバー通知カードの送付がスタートいたしますが、被後見人が通知カードを受け取るにあたり、下記の事項にご注意いただくよう、会員へご周知くださいますようお願いいたします。

記

1. 被後見人が住民票の所在地に住んでいない場合には、居所情報登録申請をすること。
2. 居所として実際に配達される病院や施設等には、通知が届き次第、後見人に連絡してもらおうよう事前に伝え、開封することなく管理してもらうこと。

※1 「居所情報登録申請」については**9月25日(金)**までに手続きをする必要があります。手続きの詳細につきましては、各市区町村の窓口でご確認のうえ、早急に行ってください。

※2 後見人として、特定個人情報であるマイナンバー通知の管理には十分注意してください。

以上